

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、株式会社Aに雇用され、複数の支店での勤務を経て、平成〇年〇月〇日B店に異動し、同店において営業補助業務に従事していた。

請求人によれば、顧客等からのクレームや同僚から暴力を受けたことを契機として体調が悪化し、平成〇年〇月〇日以降出勤できなくなったとして、同月〇日、C医療センターに受診し「適応障害（抑うつ状態）」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 精神障害発病の有無及び発病時期

C医療センターD医師の意見書によれば、請求人が同僚から暴行を受けたと申し立てる平成〇年〇月頃、「適応障害(抑うつ状態)」を発症したとされるが、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会(以下「専門部会」という。)の医学的見解では、請求人の症状経過等を踏まえて、請求人が無断欠勤した平成〇年〇月〇日頃、「適応障害」を発病したものと所見している。当審査会としても、請求人の勤務状況及び医療機関受診状況等に照らし、請求人は、平成〇年〇月〇日頃、ICD-10「F43.2 適応障害」を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき本件について検討する。

(3) 本件については、発病前おおむね6か月(以下「評価期間」という。)において、認定基準の「特別な出来事」に該当する出来事は認められないので、評価期間における「認定基準」別表1の「具体的出来事」について検討する。

ア 同僚とのトラブル

請求人は、業務に関連して年配の同僚と軋轢があり、再三改善を要請したが受け入れてもらえなかった旨主張するところ、当該同僚は、請求人に対して、その仕事ぶりについて注意をするも、いつも反発されたと述べている。そして、請求人は、平成〇年〇月下旬に、当該同僚に対し、繁忙期に入る前

に不動産登記調査を行うよう要請したところ、口論となり、同僚から殴られる、足蹴りされる等の暴行を受けたと主張する。しかし、これに対して同僚は、手を出すふりはしたが暴行はしていないと述べており、店長も、同僚が請求人の胸ぐらをつかんでいたので仲裁に入ったが、暴行の様子は見ていないと述べている。これら関係者の申述から、二人の間に争いがあったことは事実であると認められることから、同出来事を「同僚とのトラブル」に該当するとみて評価するも、暴行の有無については確認できず、仮に請求人が何らかの威圧行為を受けた事実があったとしても、請求人は、当該日には勤務終了時刻まで勤務しており、また、翌日も通常通り勤務していることから、当該行為の程度は業務の遂行に支障を与えない程度のものと認められ、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

イ 顧客等とのトラブル

請求人は、会社の情報システムの欠陥により契約者から更新手続の案内が来ないというクレームがあったこと及びゴミ出しに関する苦情対応に対して住人が怒鳴り込んで来たことについて、心理的負荷があったと主張する。しかし、同僚は、契約者からのクレームについては、請求人だけでなく、全員で対応したと述べており、管理物件の近隣住人からのクレームについても、会社人事部長は、別の社員が対応して解決したと述べている。当審査会では、これら同僚及び上司の申述には具体性があり、信憑性も高いと思料することから、同出来事を「顧客や取引先からクレームを受けた」に該当するとみて、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

ウ その他の出来事

請求人は、その他、責任は重いにもかかわらず裁量権もなく、昇進・昇格の機会も与えられなかったこと、会社はコンプライアンス違反をしていたこと、二週間の連続勤務を行ったこと、退職を強要されたこと、暴行事件への調査依頼を無視されたこと等、縷々主張していることから、当審査会においては、各主張内容について検討するも、いずれも事実であるとは確認し得ず、請求人に精神障害をもたらす要因たる業務による出来事とは判断できない。

- (4) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因についてみると、請求人には精神障害の既往歴があり、対人トラブルによる解雇や自己退職をしている経歴が認められる。

(5) 以上みたとおり、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は、「弱」であり、「強」には至らないことから、精神障害を発病させるほどの心理的負荷があったとは評価できず、当審査会としても、請求人に発病した精神障害は、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。